

八街市公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月30日

八街市教育委員会教育長 浅尾智康

八街市教育委員会規則第5号

八街市公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

八街市公民館の管理及び運営に関する規則(昭和54年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式第7号を次のように改める。

様式第7号(第14条第1項)

八街市公民館使用許可書

第 号  
年 月 日

様

八街市教育委員会教育長 印

次のとおり、公民館の使用を許可します。

受付番号		使用者番号	
使用目的			
使用責任者			

日付	使用施設	使用時間	使用人数

使用料	基本使用料		
	備品使用料	減免額	消費税
	合計		

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則による改正後の様式は、令和8年10月1日以後の使用に係る許可に関し使用し、令和8年9月30日以前の使用に係る許可に関しては、この規則による改正前の様式を使用することができる。